

議会改革と議会基本条例の考え方

三芳町議会では平成20年度から町民に開かれた議会をめざし、下記のような議会改革を進めてきました。

1. 一般質問での議員と行政双方の緊張感を持続させるために、一般質問席を設置。
2. 平日の昼間に時間が取れない方々に議会の傍聴して頂けるように、夜間議会、休日議会を開催。
3. 予算議会の状況を町民に伝えるために、議会報告会を実施。
4. 政務調査費にかかわる収支報告書や領収書等の証拠書類をホームページに公表。
5. 各議案に対する議員の賛否等を「議会だより」に掲載。

地域主権が叫ばれ、日本が中央集権型から地方分権型社会に移行していく中、二元代表制※の一翼を担う議会の役割と責任は大きくなってきています。その使命と責任を果たしていく上で、議会及び議員は、不断の努力と研さんを行い、継続して議会改革を推進していかなくてはなりません。

議会基本条例の策定は、議会改革を推進していく上での指針であり、議会にとってはめざすべき最高規範であります。高い志をもって、たゆまない改革を進めていく先に、必ずや豊かな三芳町を実現することができると信じています。

※二元代表制とは

首長と議会議員を、ともに住民が直接選挙で選ぶ制度。

ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成を行います。

三芳町議会基本条例（原案）に対するご意見と 議会の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、次のとおりご意見をいただきました。
貴重なご意見ありがとうございました。
提出されたご意見及びそれに対する議会の考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

意見募集案件	三芳町議会基本条例（原案）	
意見募集期間	平成22年4月6日～平成22年5月5日	
担 当 課	議会事務局 電話 049-274-1024 FAX E-mail gikai@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	2件 1名	
対応状況	以下の通り	
提出されたご意見等	対応方針	議会の考え方
1. 会派について(第4条関係) 第2項に「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。」とあるが、この規定は「一人会派」を認めることと矛盾している。 一人に、「同一の理念を共有する」という表現は当てはまらない。 「一人会派」を認めるのは、一人で、あっても政務調査費を支給するため、としか考えられないが、いかがだろうか。基本条例の中で、「会派は、複数の議員で構成する。」とはっきり規定すべきであると考え。	会派の規定は別な条例で定めていますので、関連する条例を改正し、会派は2名以上と致します。 第4条2項を「会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する。」と変更いたします。	一人会派は政務調査費の支給のために認めています。 ご指摘頂いた通り、色々と矛盾がある為に会派は2人以上とし、一人会派は認めないことに致します。
2. 議員定数及び議員報酬について(第20条・第21条関係)議員定数及び議員報酬についても、第5条第5項に定める「町民からの請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け」て、住民からの発議ができるものと考えてよいのか。 参考人制度や公聴会制度はあくまでも議会からの発議であり、請願や陳情による主権者としての住民からの発議の機会を奪うことがないよう、配慮を求めたい	条文の変更はありません。	
		議員定数及び議員報酬の改正は、いずれも町民からの直接請求が出来ます。 参考人制度と公聴会制度は、町民からの陳情や請求があった場合に、提案者からの意見を聴くとともに、更に町民や有識者から専門的な意見を聴取し討議に反映させる制度です。 従って住民からの発議の機会を奪うものではありません。

三芳町議会基本条例（原案）に対するご質問と 議会の考え方について

町民の皆様からご意見を募集したところ、ご提案、ご質問を頂きました。頂いたご意見等が所定の様式ではなく、またご提案が全ての条項に渡り、ご質問も含まれているため、通常のパブリックコメントの回答形式では無理がありますので、こちらで回答させていただきます。
(三芳町パブリック・コメント手続条例施行規則 第4条第3項参照)

なぜこの時期に議会基本条例を制定するのか	
<p>現議員は会議を重ねる中で議会改革の意義や議会基本条例の必要性を共有し、徐々にではありませんが議会改革を進めてきました。しかし、来年には三芳町議会議員の改選があります。議会改革を進めてきた現議員の使命として、任期中での制定、具体的には6月議会での制定が必要だと考えています。</p> <p>また、現在は議会基本条例の策定と同時並行で、関連する他の条例及び規則等の見直しを進めています。しかし、行政側との調整等の時間も必要とするため、これらは6月議会での制定や改正は難しく、9月議会または12月議会での制定になってしまいます。</p> <p>従って、現議員の任期中に、関連する条例及び規則等の見直しを考えると、どうしてもこの時期に議会基本条例の制定が必要になります。</p> <p>なお、今回頂いたご提案を参考に、より良い議会基本条例にしていきたいと考えております。</p>	
「議員のアセスメント」、「プラン→ドゥー→チェック→アクション（PDCAサイクル）」、「議員としての活動義務」等が盛り込まれていないのご指摘に対する考え方。	
<p>・一般企業においては、経営者が「経営理念」、「長中期計画」、「単年度の経営計画」等を定め、これらの計画に沿って各社員が自身の目標設定を行います。そしてその成果を上司が評価します。</p> <p>議員においては各自が自身の政策理念や活動原則を定め、それらを選挙により町民の方々に判断を頂くことが大原則です。従って、ご指摘の「議員のアセスメント（事前評価）」さらには「議員活動のエバリュエーション（事後評価）」は町民の方々に委ねられ、議会が評価基準等を定め、評価を行う事は不適切と考えます。</p>	
<p>・PDCAサイクルの規定や実施要綱など詳細な事項に関しては別途検討を進めていきます。</p>	
<p>・議員の活動原則を議会が定め、その活動の是々非々を議会が判断すると、場合によっては少数意見が反映されず、結果的には町民の方々が選挙で示された意思をも無視する結果になりかねません。</p> <p>本条例では、議員活動の原則である議会での自由討議、また議員としての基本的な活動原則及び倫理基準を定めました。</p>	
提出されたご質問	議会の考え方
<p>会派：解説欄に“三芳町議会では・・・定めています”とありますが、どの条例ですか</p>	<p>三芳町議会議員会派規程(平成13年議会規程第1号)です。</p>
<p>第4章 議会と行政の関係 第8条第3号 反問権との違いを説明して下さい。 何を聞き返すことができるか明示して下さい。 解釈の仕方により、この文面は大きく主旨が変わります。</p> <p>この件及び他の条、項は全員一致主義で決めるのですか、それとも多数決で決めるのですか。</p>	<p>・第3号の「聞き返す」は質問の意味や主旨が不明確な場合に、質問者に質問の意味や主旨を明確にするように再質問を求めるものです。</p> <p>既に反問権を認めた議会基本条例が成立した自治体で、反問権を逆質問と解している事例が生じています。</p> <p>また反問権を逆質問としている辞書も有ります。</p> <p>三芳町議会では逆質問は認めないこととしました。</p> <p>・本条例は議会全体の意思・方向を示すものですから、多数決ではなく全員一致を大原則としてきました。</p>

提出されたご質問	議会の考え方
<p>第9条第4号 総合計画は総合振興計画を指すものですか、それとも総合振興計画とは異なるものですか。</p>	<p>地方自治法では「総合計画」と定めています。三芳町総合振興計画は、分かりやすくするための単なる呼称です。</p>
<p>同第6号 財源計画 ここでの財源計画という言葉は総務省で一般的に使用されていません。噛み砕いて説明するか、…の財政計画となりませんか。</p>	<p>財政計画は政策と財源を含めた計画になります。財源計画は、政策が決まっている場合にその財源だけの計画になりますので、財政計画では意味が異なってしまいます。行政用語で分かりにくいと思いますが、ご理解下さい。</p>
<p>第6章 委員会の活動 ・委員会の活動は“審査”だけですか。 ・“審査”の意味が分かりません。何を審査するのですか。 ・委員会の年間予定及び年次報告書は開示されていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の活動は調査及び審査です。（三芳町議会委員会条例による） ・請願、陳情、議案等を審査し、採択、主旨採択、不採択を決定します。 ・調査は年間予定で調査内容を決めますが、審査は案件が生じた場合になりますので、計画はありません。調査・審査の報告は、その都度、本会議で行われますので、年次報告はありません。また「議会だより」に報告が掲載されます。
<p>第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第21条 議員報酬 ・この条例では議員として在籍する限り、例えば、議員活動が全くできなかった場合も報酬は期末手当も含め、支給されると読めますが、私の理解は正しいですか。（病気で活動できなかった場合及び基本条例の第2章で示している活動をしなかった場合） ・拡大解釈をし、休んではいませんが、議員としての活動（基本条例の第2章）を行っていないと、住民が判断した場合で、審査請求を行った場合も報酬は支給されますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の三芳町の条例では議員報酬の減額を定めていません。しかし、議員が長期間議会活動を出来ない場合の、議員報酬減額に関する条例を制定している自治体のごく一部にあり、当町でも同様の条例の策定に向けて検討を始めます。条例は他の自治体の事例や、地方公務員、一般企業等のケースを検討した上で策定いたします。 ・議会基本条例での審査請求は出来ません。また議員報酬を減額する制度もありません。なお有権者の1/3以上の連署をもって、議会議員の解職を請求することが出来、その後の投票により有権者の過半数の賛成があれば議員を解職できます。
<p>第10章 第22条第2項 大半の議員が再選される三芳町の現状から鑑み、この条例の理念の浸透を選挙前に行うことができませんか。何故なら、公布日と施行日が同じだからです。私の理解では、法律、条例については、手続きの関係もあり、施行日は早くて公布日から10日程度後になると思います。 又、新人議員の研修は勿論必要と思いますが、“現職”への研修のほうが先に必要と考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例は正式に議員になった後に適用されるものですから、選挙前の立候補者に対しては説明は出来ません。 ・施行日に関しては、関連条例や規則・規程等の制定や修正があるため、現在調整中です。 ・現職への研修ですが、本条例の策定に当たっては、全員協議会において1条ごとに全てを説明し、検討後に賛同を得ています。従って現職への理念の浸透は図られていると理解しています。